

福岡県の最低賃金

福岡県
最低賃金

1時間
870円

効力発生日
令和3年
10月1日

福岡県最低賃金は、福岡県内で働くすべての労働者に適用されます。なお、下記の産業に該当する事業所で働く労働者には、それぞれの「特定最低賃金」が適用されます（ただし、適用除外該当者は除きます）。



特定最低賃金	効力発生日	適用除外（「福岡県最低賃金」が適用されます）
製鉄業、 製鋼・製鋼圧延業、 鋼材製造業	1時間 980円	令和3年 12月10日
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	1時間 947円	令和3年 12月10日
輸送用機械器具製造業 船舶製造・修理業、舶用機関製造業、 自転車・同部分品製造業を除く	1時間 957円	令和4年 1月7日
百貨店、 総合スーパー 衣、食、住にわたる各種の商品を一括して小売する事業所で、その事業所の性格上いざれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業者が常時50人以上のもの	1時間 897円	令和4年 1月7日
自動車（新車）小売業	1時間 959円	令和3年 12月10日

（注）①最低賃金には次の手当は算入されません。精勤手当、通勤手当、家族手当、時間外手当等割増賃金、賞与、臨時の賃金

②特定最低賃金が適用される事業には、当該産業の管理、補助的経済活動を行う事業所（例：本社、支社、自家用車庫等）及び管理する全子会社を通じての主要な経済活動が当該産業に分類される純粋持株会社が含まれます。

ウェブで最低賃金がチェックできます。
最低賃金特設サイト <http://www.saiteichingin.info/>



●ご存知ですか？

業務改善助成金
キャリアアップ助成金

最低賃金に関するお問い合わせは福岡労働局又は最寄りの労働基準監督署へ